


所管部課	企画財政部 企画課	部長	並木 俊則			
件名	東大和市における個人番号の利用等に関する条例について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 目的</p> <p>地方公共団体の長その他の執行機関は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づき、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して、必要な限度で個人番号を利用することができる。</p> <p>また、地方公共団体の機関は、法第19条第9号に基づき、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）を提供することができる。</p> <p>市民等の利便性の向上及び行政運営の効率化に資するため、市が個人番号を利用することができる事務及び個人番号の利用等に関し必要な事項について規定するため「東大和市における個人番号の利用等に関する条例」を制定するものである。</p> <p>(2) 主な内容</p> <p>① 個人番号を利用することができる事務を規定する。（条例第3条第1項及び別表第1）</p> <p>② 条例に定めた事務の処理に際し、同一執行機関内の他の事務の特定個人情報を利用することができるように規定する。（条例第3条第2項及び別表第2）</p> <p>③ 法に定められた事務の処理に際し、同一執行機関内の他の事務の特定個人情報を利用することができるように規定する。（条例第3条第3項）</p> <p>④ 条例に定めた事務の処理に際し、他の執行機関へ特定個人情報を提供することができるように規定する。（条例第4条第1項、別表第3）</p> <p>⑤ 特定個人情報の利用又は提供によって、提出された書面により確認をしている情報について確認ができる場合は、当該書面の提出があつたものとみなす旨を規定する。（条例第3条第4項及び条例第4条第2項）</p> <p>(3) 施行日 平成28年1月1日</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>個人番号を活用して、市民等の利便性の向上及び行政運営の効率化を図ることができる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成27年11月11日 「東大和市社会保障・税番号制度導入活用検討本部」で審議 文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>平成27年第4回市議会定例会に議案として提出したい。 条例施行規則骨子案を委員会資料として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。